

共同募金配分「地域福祉活動助成事業」実施要綱

(助成の目的)

第1条 この助成の目的は、徳島県共同募金会（以下「県共募」という。）から阿波市共同募金委員会（以下「委員会」という。）への赤い羽根共同募金による配分金を原資とし、阿波市の地域福祉活動団体等に対し助成することにより、地域福祉の推進と共同募金への理解の拡大を目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は委員会とする。

(助成対象団体)

第3条 この助成金の対象団体（以下「受配者」という。）は、阿波市内で活動する次の団体とする。ただし、原則として本年度中に他の助成を受けている、または受ける予定のある団体を除く。

- (1) 法人格を持たない任意団体であること
- (2) 活動実績、内容、財務の状況を自ら公開できること
- (3) 活動計画、予算、決算などが整備されていること
- (4) 共同募金運動の趣旨について理解・共感し、積極的に参画・推進すること

(助成対象事業)

第4条 この助成金の対象となる事業は、地域の福祉活動を推進するためであって、阿波市内で実施または阿波市民を対象とした活動とする。ただし、当該活動が次に掲げる事項に該当する場合は助成対象事業から除外する。

- (1) 国や地方公共団体が主催（共催）の事業または国や地方公共団体の助成を受ける事業
- (2) 他の補助金や財源をもって実施することが適当と認められるもの
- (2) 財源に余裕があり、助成金に頼らず実施できると認められるもの
- (3) 営利、収益、構成員の互助、またはそれに類する目的の事業にかかる経費
- (4) 団体の維持または光熱水費等の団体運営にかかる経費
- (5) その他、委員会の審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、委員会の助成趣旨に反するとみとめられたもの

(助成交付金額)

第5条 助成金の交付金額は、学校4万円、1団体につき4万円、サロン事業2万円を限度とする。ただし、事業実施内容等により、委員会が必要と認めた場合はその限りでない。

(助成対象団体の募集)

第6条 助成対象団体の募集は、公募により行う。

(申請方法)

第7条 この助成の申請は、助成申請書（様式第1号）を委員会会長あてに提出するものとする。

(募集期間)

第8条 この助成の募集期間は、共同募金委員会において決定する。

(助成審査)

第9条 受配者、助成金額及び助成金条件等は、審査委員会で審議し決定する。

2 審査結果は、審査結果通知書（様式第2号）により通知する。

(助成事業の実施期間)

第10条 助成事業は、当該年度2月28日までに実施する事業とする。

(助成事業の変更)

第11条 受配者は、助成金交付決定通知書の受理後、申請した事業内容の重要部分を変更する場合は、委員会に対し、直ちに助成金変更申請書（様式第3号）により事業変更の許可を受けなければならない。

(事業完了報告)

第12条 受配者は、助成事業の完了した日から30日以内、若しくは当該年度3月5日までに事業報告書（様式第4号）を、委員会会長へ提出しなければならない。

(使途の明示)

第13条 受配者は、助成事業を実施する場合は、赤い羽根共同募金の助成により実施している旨を周知しなければならない。

(助成金の減額、保留、停止及び返還)

第14条 委員会は、受配者が次のいずれかに該当する場合は、助成金の減額、保留、停止、または助成金の返還を求めることができる。

- (1) 事業所要額が助成金額を下回った場合
- (2) 正当な理由もなく、助成事業を中止または事業内容を許可なく変更し実施した場合
- (3) 指定した使途以外に使用するなど、経理状況が不適切と認められる場合
- (4) その他、審査委員会が不適切と認めた場合

(使途の明示)

第15条 受配者は、助成金の経理について常時明らかにしておかなければならない。また、県共募または委員会が要求するときは、必要な記録及び所帳簿を提示するものとする。

(その他)

第17条 この要綱の実施に関し、必要な事項は委員会会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年 6月 1日から施行する。
- 2 平成26年 4月 1日 一部改正
- 3 令和 7年 4月 1日 一部改正
- 4 令和 8年 3月 2日 一部改正